

◆給付認定について

新制度に移行した施設（②～⑥）を利用するためには、子どもの年齢や保護者の就労状況などに応じて、市から給付認定（1～3号のいずれか）を受ける必要があります。

給付認定に必要な書類や手続については、子ども保育課にお尋ねください。

33 ページから各施設について掲載しています。

◆幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

対象施設

①②幼稚園、③認定こども園、④保育所、⑤事業所内保育事業所、⑥

小規模保育事業所に加え、届出保育施設等も対象です。

※ 「確認」を受けた施設が対象となります。

対象児童

3歳から5歳までのすべての子ども（0歳から2歳までの子どもは、市県民税非課税世帯のみ無償）

●幼稚園、認定こども園（1号）：満3歳から

●認定こども園（2号）、保育所、地域型保育：満3歳になった後の4月から

●届出保育施設等：満3歳になった後の4月から

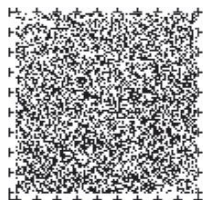
※ 市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

幼稚園の預かり保育

幼稚園の預かり保育も無償化の対象となります。市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

詳細についてはお問い合わせください。

問合せ先 子ども保育課



◆園の様子が知りたい！

保育所や幼稚園では、未就園児と保護者向けに園庭や保育室の開放や、親子教室などを実施している園があります。子どもたちが集団生活を体験することができます。

※ 園によって、実施の有無や対象年齢、内容などが異なります。

保育所の園庭開放

公立9園をはじめ、私立保育所でも実施している園があります。

※ 予約が必要な園もありますので、事前に必ず園にお問い合わせください。

幼稚園の親子教室

幼稚園では、未就園児対象の親子教室などを実施していることがあります。実施の有無など詳しくは各園にお問い合わせください。

◆くるるん幼稚園フェア

子育て交流プラザくるるんでは、毎年9月に、市内の幼稚園の情報を中心に、認定こども園や保育所の情報を展示する「幼稚園フェア」を開催しています。

